

全島一斉ヤーヌマール清掃事業実施要領

◆目的

石垣市制施行70周年及び石垣市民憲章制定40周年を記念し、地域の美化を図ると共に石垣市民憲章に謳う「観光の町」「美しい町」のまちづくりの精神を涵養することを目的として、全島一斉の美化清掃を実施します。

◆主催 石垣市・石垣市民憲章推進協議会

◆方法

全島一斉ヤーヌマール清掃の一斉清掃日として、7月2日（日）午前9時～12時を設定し、市民及び団体等は、一斉清掃日にあわせて自宅や団体施設周辺、地域等の清掃に務めます。また、一斉清掃日に清掃活動をする団体等については、清掃実施前に実施場所及び活動参加人数等を市民生活課まで報告します。

市民及び団体等が一斉清掃日にあわせ、各自が主体的に清掃を行うことによって、「全島一斉」のヤーヌマール清掃が達成できます。

◆石垣市・市民憲章推進協議会が取り組む清掃

日時 平成29年7月2日（日）午前9時～12時（うち、清掃時間は1時間程度）
対象場所 石垣島全域
集合場所 石垣市役所玄関前ピロティへ9時集合（9時半よりモデル地区の清掃開始）
モデル地区：美崎町周辺（石垣市役所～美崎公園～730交差点）

◆協力依頼

市民及び団体等に対し一斉清掃日の周知を図り、各々、清掃に務めていただきます。市民及び団体等への依頼内容は以下のとおりです。

（1）市民（個人）

自宅周辺の清掃を行い、ゴミは分別し各家庭において処理

（2）小・中・高等学校

- ①生徒会、文化・運動部等はじめ、児童・生徒への周知
- ②学校施設周辺の清掃を行い、ゴミは分別し学校において処理
- ③市民生活課あて、清掃場所・参加人数等を報告

（3）字会・自治公民館

- ①地域住民への周知
- ②地域及び公民館周辺の清掃を行い、ゴミは分別し各公民館において処理
- ③市民生活課あて、清掃場所・参加人数等を報告

（4）公共機関・団体・企業

- ①公共機関・団体・企業所属職員等への周知
- ②地域の清掃を行い、ゴミは分別し各団体等において処理
- ③市民生活課あて、清掃場所・参加人数等を報告

（5）ボランティア団体等

- ①一斉清掃日に同日開催する団体等主催のボランティア清掃活動の奨励
- ②市民生活課あて、清掃場所・参加人数等を報告

◆周知方法

依頼文書送付、ホームページ、広報いしがき、新聞紙面、FMいしがきサンサンラジオ ICT 他